

令和5年5月11日

郡市区等医師会 様

大阪府医師会
(公印省略)

「保育所における感染症対策ガイドライン」の一部改訂について

日頃は本会事業にご尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、このたび日本医師会より標記の件につきまして通知が参りました。

新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日から5類感染症に位置づけられることから、新型コロナウイルス感染症の「登園のめやす」を設定するなど一部改訂された旨、こども家庭庁成育局より日医を通じて情報提供がありました。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただくとともに、会員への周知方をよろしくお願いいたします。

【一部改訂内容（概要）】

1. 新型コロナウイルス感染症の「登園のめやす」の設定

修正・追記内容《ガイドライン本文 P. 3～、P. 42～、P. 82～》

- ・「学校における感染症対策」の記載内容更新（学校保健安全法施行規則改正内容反映）
- ・「別添1 具体的な感染症と主な対策」に新型コロナウイルス感染症を追加
「登園のめやす」を記載

【新型コロナの登園のめやす】

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過すること」である。

※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること。

- ・「別添4 医師の記入する意見書」に新型コロナウイルス感染症を追加

2. 新型コロナウイルス感染症に関する情報の更新～コラム等の修正及び追記

修正・追記内容《ガイドライン本文 P. 6～、P. 23～、P. 31～》

- ・「感染経路別対策」に新型コロナウイルス感染症を追記
- ・5類移行に伴う基本的な感染対策の見直しを踏まえた、新型コロナウイルス感染症に関するコラムの記載修正・追加

3. その他時点更新

修正・追記内容《ガイドライン本文 P. 25-26》

- ・「図5 予防接種スケジュール」の更新
- ・「表2 日本において小児への接種可能な主なワクチンの種類」の更新

(事務局：地域医療1課 湯口・深山)

TEL：06 - 6763 - 7012 FAX：06 - 6766 - 2875

E-MAIL：h-miyama@po.osaka.med.or.jp